

○松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成26年3月28日

規則第28号

改正 平成27年3月31日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第3条 条例第7条第1項（条例第35条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合において、同項の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

- (1) 電子情報処理組織（指定介護予防支援又は基準該当介護予防支援の事業を行う者（以下この条において「指定介護予防支援等事業者」という。）の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 指定介護予防支援等事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 指定介護予防支援等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防支援等事業者の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護予防支援等事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援等事業者は、文書又は電磁的方法により利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定介護予防支援の提供に関する記録)

第4条 条例第31条第2項の規定により指定介護予防支援事業者が整備しなければならない利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 条例第33条第14号の規定による指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 条例第33条第6号の規定によるアセスメントの結果

ウ 条例第33条第9号の規定によるサービス担当者会議等の結果

エ 条例第33条第15号の規定による評価の結果

オ 条例第33条第14号の規定によるモニタリングの結果

(3) 条例第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 条例第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置について

## の記録

(基準該当介護予防支援の事業についての準用)

第5条 条例第35条において準用する条例第31条第2項の規定により基準該当介護予防支援事業者が整備しなければならない利用者に対する基準該当介護予防支援の提供に関する記録については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「条例第33条第14号」とあるのは「条例第35条において準用する条例第33条第14号」と、同条第2号イ中「条例第33条第6号」とあるのは「条例第35条において準用する条例第33条第6号」と、同号ウ中「条例第33条第9号」とあるのは「条例第35条において準用する条例第33条第9号」と、同号エ中「条例第33条第15号」とあるのは「条例第35条において準用する条例第33条第15号」と、同号オ中「条例第33条第14号」とあるのは「条例第35条において準用する条例第33条第14号」と、同条第3号中「条例第18条の規定による市」とあるのは「条例第35条において読み替えて準用する条例第18条の規定による市町村（特別区を含む。）」と、同条第4号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第28条第2項」と、同条第5号中「条例第29条第2項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第29条第2項」と読み替えるものとする。

## 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第17号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。